岐阜労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月16日

岐阜労働局長　佐々木秀一

第４号中「１時間818円」を「１時間823円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月16日

徳島労働局長　西井　裕樹

第４号中「１時間801円」を「１時間807円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月16日

徳島労働局長　西井　裕樹

第４号中「１時間759円」を「１時間766円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年十一月十六日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名

1　魚沼市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

2　小千谷市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

3　見附市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十四年十二月十日　午後二時から

2　前号2の事案　平成二十四年十二月十一日　午後二時から

3　前号3の事案　平成二十四年十二月十二日　午後二時から

三　場所

1　第一号1の事案　魚沼市役所小出庁舎　三〇一会議室（新潟県魚沼市小出島百三十番地一）

2　第一号2の事案　小千谷市民学習センター　楽集館（新潟県小千谷市上ノ山四丁目四番二号）

3　第一号3の事案　見附市中央公民館　中ホール（新潟県見附市本町二丁目五番九号）

四　事案の要旨

1　第一号1の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　第一号2の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

3　第一号3の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

4　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに第一号1の事案については魚沼市ガス水道局（新潟県魚沼市小出島七百八十八番地）、第一号2の事案については小千谷市ガス水道局（新潟県小千谷市千谷川一丁目十三番一号）、第一号3の事案については見附市役所（新潟県見附市昭和町二丁目一番一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「〇〇関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号1の事案については平成二十四年十一月二十六日まで、第一号2の事案については平成二十四年十一月二十六日まで、第一号3の事案については平成二十四年十一月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「〇〇関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号1の事案については平成二十四年十一月二十六日までに、第一号2の事案については平成二十四年十一月二十六日までに、第一号3の事案については平成二十四年十一月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

（ふりがな）

届出者　氏　名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

〇〇申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限りＪＩＳ本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年十一月十六日

近畿経済産業局長　小林　利典

一　件名　敦賀ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年十二月十日　午後一時から

三　場所　敦賀商工会議所（福井県敦賀市神楽町二丁目一番四号）

四　事案の要旨

1　ガス料金その他の供給条件についての一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用にかかる繰延資産償却に伴う、総括原価の見直しにより、現行料金を平均一パーセント引き下げる。）